

指定管理者制度について

制度適用の妥当性の検討

山口市行革推進課

平成27年7月13日

目次

1. 指定管理者制度および指定管理者施設見直しの経緯	1
2. 指定管理者制度検討ワーキンググループの設置.....	1
(ア) 設置について.....	1
(イ) 検証結果.....	1
3. 指定管理者施設の再検討	3
(ア) 再検討の方法.....	3
(イ) 検討結果.....	3
➤ 山口市柔剣道場	3
➤ 山口市放課後児童クラブ（全25施設）	4
➤ 山口市徳地新規就農者技術習得支援施設.....	4
➤ 山口市徳地三谷交流センター.....	5

1. 指定管理者制度および指定管理者施設見直しの経緯

本市では、指定管理者制度の導入から約10年が経過し複数回の選定を行う中で、様々な課題が生じており、公の施設としてあるべき姿の実現に向け制度運用を図ってきました。

こうした中、毎年度、指定管理者が行う業務に対して、仕様書等に定められたサービス水準を確認するモニタリングと、指定管理者の施設管理運営に対して、単年度ごとに評価する単年度評価を実施していますが、平成26年度については初めて施設の指定期間を通しての施設管理運営に対して評価する「総合評価」を実施したところでもあり、改めて指定管理者制度を導入している施設のうち、特に非公募の施設について、指定管理者制度の適用の妥当性について検討することとしました。

2. 指定管理者制度検討ワーキンググループの設置

(ア)設置について

指定管理者制度適用の妥当性について検討するにあたり、平成26年12月に山口市行政改革推進本部幹事会のもと指定管理者施設を所管する職員で構成する「指定管理者制度検討ワーキンググループ」を設置し、平成26年4月1日時点で非公募の指定管理者施設（全71施設）について、制度適用の妥当性を「市民サービスの向上」と「管理運営経費の縮減」などの観点から検証しました。

(イ)検証結果

指定管理者制度検討ワーキンググループにおいて、施設ごとに指定管理者制度適用について、再考の必要があるかどうかを検証しました。（図1参照）

「再考の必要あり」となった施設	28施設
検証結果	
一定の基準に基づき管理運営を行う必要があること、また施設の特性から自主事業に取り組むことが困難であることから「市民サービスの向上」にはつながらない点や、「経費の縮減」の観点からも直営と比較しても変わらない点、このほかにも高齢化による担い手不足から管理運営の継続が困難である点からの検証結果となりました。	
「再考の必要なし」となった施設	43施設
検証結果	
管理運営を一体的に行うことで地域との連携が図れること、また充実した自主事業の展開により、利用者の増加につなげることができるといった「市民サービスの向上」が図られる点や、「経費の縮減」の観点からも直営で行うより人件費部分について削減が図られる点からの検証結果となりました。	
なお、「再考の必要なし」となった施設には、地域や施設の特性から自主事業に取り組むことが困難であり、貸館事業のみ行っている施設もありますが、将来的な地域への施設譲渡の可能性などを勘案する中で、指定管理者制度を継続することにより、地域住民の主体的な意識の醸成につながるという意見もあげられました。	

【図1】

指定管理者施設検証結果一覧表

No.	施設名称	所属	検証結果
1	山口市民会館	文化政策課	再考の必要なし
2	山口情報芸術センター	文化政策課	再考の必要なし
3	中原中也記念館	文化政策課	再考の必要なし
4	嘉村磯多生家	文化政策課	再考の必要なし
5	山口市島地温泉ふれあいセンター	協働推進課	再考の必要なし
6	山口市柚野地域活性化センター	協働推進課	再考の必要なし
7	山口市上村高齢者女性等活動促進センター	協働推進課	再考の必要なし
8	山口市伊賀地高齢者女性等活動促進センター	協働推進課	再考の必要なし
9	山口市宮野地域交流ステーション	協働推進課	再考の必要なし
10	山口市大歳地域交流ステーション	協働推進課	再考の必要なし
11	やまぐちサッカー交流広場	生涯学習・スポーツ振興課	再考の必要なし
12	山口市柔剣道場	生涯学習・スポーツ振興課	再考の必要あり
13	山口市阿知須健康福祉センター	社会課	再考の必要なし
14	山口市秋穂デイサービスセンター	高齢・障がい福祉課	再考の必要なし
15	山口市山口障害者福祉作業所	高齢・障がい福祉課	再考の必要なし
16	山口市アカシア工房	高齢・障がい福祉課	再考の必要なし
17	山口市阿東老人ホーム	高齢・障がい福祉課	再考の必要なし
18	山口市高齢者生きがいセンター(全13施設)	高齢・障がい福祉課	再考の必要なし
19	山口市串地区老人作業所	高齢・障がい福祉課	再考の必要なし
20	山口市秋穂コミュニティセンター(児童館・児童クラブ)	こども家庭課	再考の必要なし
21	山口市小郡上郷児童館	こども家庭課	再考の必要なし
22	山口市児童クラブ(全25施設)	こども家庭課	再考の必要あり
23	重源の郷体験交流公園	観光課	再考の必要なし
24	十種ヶ峰ウッドパーク	観光課	再考の必要なし
25	願成就温泉センター	観光課	再考の必要なし
26	山口市働く婦人の家	商工振興課	再考の必要なし
27	山口市地域特産物販売促進センター	農林政策課	再考の必要なし
28	山口森林ふれあいセンター	農林政策課	再考の必要なし
29	山口市柚野農産加工販売所・柚野農産加工所	徳地農林振興事務所	再考の必要なし
30	山口市徳地新規就農者技術習得支援施設(専用住宅含む)	徳地農林振興事務所	再考の必要あり
31	山口市徳地三谷交流センター	徳地農林振興事務所	再考の必要あり
32	山口市徳地高齢者・若者活性化センター	徳地農林振興事務所	再考の必要なし
33	阿東ふるさと交流促進センター	阿東農林振興事務所	再考の必要なし
34	道の駅「きらら あじす」	南部農林振興事務所	再考の必要なし
35	道の駅あいお	南部農林振興事務所	再考の必要なし

3. 指定管理者施設の再検討

(ア)再検討の方法

山口市行政改革推進本部は、指定管理者制度検討ワーキンググループより指定管理者施設の検証結果の報告を受けるとともに、検証結果で「再考の必要あり」となった施設について、この検証結果を踏まえ施設の管理運営方式を改めて所管部署において検討するよう指示しました。

(イ)検討結果

山口市行政改革推進本部から検討の指示を受けた下記施設の所管部署は、指定管理者制度検討ワーキンググループにおいて検証した結果に基づき、今後の施設の方向性を検討しました。

▶ 山口市柔剣道場

《所管部署》地域振興部	《検討結果》直営に戻す
当該施設のこれまでの経緯	
<p>平成21・22年度に指定管理者を公募しましたが、応募者がなかったことから、平成22・23年度について直営で管理運営を行いました。</p> <p>これを受け、平成23年度には選定方法を非公募に変更することで指定管理者を指定し、指定期間を3年間と定め（平成24年度～平成26年度）管理運営を行ってきました。</p> <p>指定期間の満了時の平成26年度には平成27年度からの3年間の指定管理者を公募しましたが、応募者がなかったことから、平成27年度は直営により管理運営をしています。</p>	
直営に戻す理由	
<p>当該施設は、駐車場及び建物の規模が小さいこと、また柔剣道という特殊な競技を行う施設であることから、自主事業の開催が困難であり「住民サービスの向上」につながらない点や、直営時と指定管理者制度導入時の決算額を比較しても、直営時の方が低く「経費の縮減」にもつながらない点、また平成26年度に指定管理者の公募を行ったが、応募者がなかったことから、指定管理者制度になじまない施設と判断し、直営にすることをしました。</p>	
直営に向けての今後の予定	
<p>平成27年12月議会において「山口市柔剣道場設置及び管理条例」を改正し、平成28年度から直営により施設の管理運営を行う予定です。</p>	

▶ 山口市放課後児童クラブ（全25施設）

《所管部署》健康福祉部	《検討結果》制度適用を継続
当該施設のこれまでの経緯	
平成17年の合併以降、指定管理者制度を導入しています。	
制度を継続する理由	
<p>当該施設においては、平成27年度から子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、対象児童が小学3年生から6年生まで拡大されることや放課後児童支援員（補助員）の人材確保が課題となる中、共働きやひとり親家庭の増加等により、入級を希望する児童の増加量が見込まれています。</p> <p>こうした中、新たに策定した「山口市子ども・子育て支援事業計画」において、定員の拡大に取り組むこととしており、提供事業者については、地域組織で構成される団体や社会福祉協議会、幼稚園・保育園の法人を想定しています。</p> <p>この計画を実行することにより、当該施設における待機児童は解消されるものと見込んでいますが、想定を上回る利用意向が顕在化し、さらなる量拡大の可能性も考えられます。</p> <p>こうした動向に対しては、既存の運営主体だけでは限界があり、多様な主体が参入できる機会を確保することが重要と考え、これまで非公募により選定してきた地域性の考え方を含め、公募による選定について検討する必要があることから、現時点では指定管理者制度を継続し、課題の整理を行うこととします。</p>	

▶ 山口市徳地新規就農者技術習得支援施設

《所管部署》経済産業部	《検討結果》制度適用を継続
当該施設のこれまでの経緯	
平成17年の合併以前（旧徳地町時）から指定管理者制度を導入しており、合併後も指定管理者制度を継続しています。	
制度を継続する理由	
<p>当該施設は、高度な専門的知識及び技術を習得する施設であり、研修作物を栽培しているため、自主事業を行える期間が冬季のみと限定されることから、自主事業を開催することは困難な施設です。</p> <p>しかしながら、コスト面で制度導入時と直営時を比較すると、現在の指定管理料は研修等に係る人件費のみであり、直営に戻すことにより、野菜等の生産物販売に関する委託料などの管理運営費が発生し、現指定管理料より大幅な増加につながります。</p> <p>このようなことから、「経費の縮減」については十分図られているため、指定管理者制度適用を継続する結果となりました。</p>	

▶ 山口市徳地三谷交流センター

《所管部署》 経済産業部	《検討結果》 制度適用を継続
当該施設のこれまでの経緯	
<p>平成17年の合併以前（旧徳地町時）から指定管理者制度を導入しており、合併後においても指定管理者制度を継続しています。</p>	
制度を継続する理由	
<p>当該施設は、地域住民による団体を指定管理者とし管理運営しており、地域資源を活かしたイベントの開催や都市農村交流事業を通じた独自性の高い地域づくり活動を行うことで、地域内外の交流施設として地域の連携意識の高揚や地域の魅力発信に成果をあげていることから、「住民サービスの向上」が図られています。</p> <p>また、指定管理者の主体的な取り組みにより、施設の維持や管理のための人件費が削減されており、「経費の縮減」についても図られています。</p> <p>しかしながら、当該地域は過疎・高齢化が進展しており、担い手の問題が課題となることから、現時点では指定管理者制度適用を継続する結果としましたが、指定期間の最終年度である平成30年度までに現指定管理者及び地元と協議を行い、最終的な方向性を示すこととします。</p>	